

広 総 第 3 9 号

令和7年4月10日

広 陵 町 議 会
議 長 谷 禎 一 様

広陵町長 山 村 吉 由



子育て支援及び教育環境に関する要望書について（回答）

令和7年4月4日付けで要望のありましたこのことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 子育て支援について

- (1) 妊娠から子育ての相談窓口の利便性向上と積極的な情報提供
- (2) 診断を受けることへのハードルを下げること

【回答】

本年度から、こども家庭センターの中核をなす担当部署を、広陵町総合保健福祉会館「さわやかホール」の2階に集約いたしました。

今後、情報共有によってより効果的な連携を実現する中で、妊娠期から子育て期までの一貫した相談窓口として、ご要望にもごさいますような発達障がいなどの診断を受けることへの心理的なハードルを下げるようなことにも配意し、相談者が安心して相談できる窓口になるよう、こども家庭センターを充実させてまいります。

そのためにも、相談しやすい雰囲気づくりや、相談場所の周知につきましては、親しみやすいチラシの作成、また、町公式ホームページ内の広陵町公式子育て応援サイト等を活用しながら、こども家庭センターを認知していただけるよう、広報活動を強化してまいります。

なお、相談員の専門性につきましては、新たな専門人材の確保に努めるとともに、現在配置しております専門員におきましても、研鑽を行い専門性をより高め、日々の相談において適切な支援につなげられるよう、努めてまいりたく存じます。

(3) 5歳児健康診査の実施

【回答】

5歳児健康診査は、児童の社会性発達の評価、発達障がい等へのスクリーニング及び健康増進を目的として母子保健法第13条において任意の健診とされております。本町において国が示す5歳児健康診査の体制で取組を展開する場合には、医師等の確保が難しい現状にあることから実施しておりません。

しかしながら、本町では、切れ目のない相談支援体制と継続支援が重要であると考えており、従来から経過観察児の継続支援は当然のこと、いつでも相談できる体制を設けて、保護者と共に成長発達を促せるよう努めるとともに、必要に応じて臨床心理士による個別面談を実施し、医療へとつなげております。

もとより幼児期の成長発達の過程は、その後の成長にも大きく影響を与えるため、関係部署における更なる連携を図り、5歳児健康診査の実施につきましても、引き続き国や他市町村の支援体制等の情報を収集し、取組を検討してまいります。

(4) 障がいを持つ母親への支援の充実

【回答】

現在、障がいを持つ母親への支援として、周産期や出産後の定期的な健診等を通じて母親に障がいがあり、これからの育児や家事等に不安があることを把握した場合は、「育児支援」を目的とした福祉サービスとして「居宅介護」サービスを支給決定しております。

この「居宅介護」サービスにつきましては、ホームヘルパーによる援助内容として、一般的な家事支援に加えて、沐浴や授乳の補助や園への送迎、子どもの健康把握の補助、園や学校からの連絡関係の調整援助、子どもの通院への付き添い等があり、多岐にわたる支援体制を構築しております。

また、担当する計画相談員は、いつでも相談に応じることができるよう、電話相談だけではなく、訪問による相談支援も実施し、母親の不安に寄り添い、傾聴した上で適切な助言を行い、福祉サービスの見直しを適宜図ることができるよう、関係性を築いております。

昨年度、重層的支援体制の構築すべく、庁内でプロジェクトチームを設置し、職員の意識醸成を進めるため、『繋ぐ』ことの大切さを意識した学習会を実施しております。

今後、更なる連携に向けて取組を進めるとともに、安心して相談をしていただける体制の構築を目指してまいります。

2 教育環境について

(1) 夏休み中の部活動での自転車通学の許可

【回答】

自転車通学によって、通学時間を短縮できるメリットはありますが、同時に交通事故のリスクが増すという課題もございます。

ヘルメットの着用はもちろんのこと、安全性を確保するためのルールや指導も必要となるほか、学校の駐輪場の整備等、施設管理面での対策も必要となっております。

これらのメリットと課題を慎重に比較し、地域の特性や生徒の状況を考慮した上で、学校と協議してまいります。

(2) 担任の先生との連携強化（不登校支援）

【回答】

校内教育支援センターに関しましては、3月に、運営に係る配慮事項等を示した文書を各学校に発出し、その中で、教職員をはじめ、児童生徒とその保護者、相談員等の関係者が情報共有を行い、児童に適切な支援を行うよう依頼しているところでございます。

また、不登校児童生徒への訪問支援から校内教育支援センターへの登校等につなげていけるよう、両事業間における連携も図ってまいります。

不登校支援に関するパンフレット作成に関しましては、不登校支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、支援メニューも多様化していることから、支援対象者においても最適なメニューを把握できるような情報発信の必要性を認識しております。今後、先行自治体の好事例を研究しながら、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

(3) 地域人材の確保と地域の大人の関わりの重要性

【回答】

令和6年12月議会における岡本議員からの一般質問でもお答えしておりますが、コミュニティスクールにおける学校・地域パートナーシップ事業では、地域住民による様々な活動を行っていただいております。

授業支援として家庭科授業での実習補助などを行っている事例も多く、他にも、環境整備活動として野菜の植え付けや収穫を行い、勤労の大切さや食べ物の大切さを学ぶ機会を提供するなど、子どもが地域社会とのつながりを深められるよう活動いただいております。

(4) 加配教員不足の解消

【回答】

現在、町の会計年度任用職員が行っております学校支援員業務は、教員業務の補助を職務としているため、増員しても加配教員不足を解消することにはつながりませんが、支援員の配置人数につきましては、支援を必要とする児童生徒8人程度に対して支援員1人を配置して支援に努めているところでございます。今後も支援の必要な児童生徒に必要な支援が届くように配置してまいりたく存じます。

また、別の課題となりますが、全国的な教員不足は奈良県においても例外ではございません。引き続き、県教育委員会や学校と連携を取りながら教員不足に対応してまいりたく存じます。

3 幼稚園・保育園・認定こども園について

(1) 待機児童問題の解決

【回答】

広陵町幼保一体化総合計画に基づき、公立園の認定こども園化を進めてまいりますとともに、民間保育園の町内誘致につきましても検討を進め、待機児童の解消を目指してまいります。

(2) 兄弟姉妹が同じ園に通えるようにすること

【回答】

現状においても、兄弟姉妹と同一園に入園を希望される場合には入園選考において配慮をしております。具体的には、保育園等の入所選考を行う際、入所の優先順位を判断するために用いる指数において、兄弟姉妹と同一園に入園を希望する場合は加点を行っており、今後も当該取扱いを継続してまいります。